

## 令和4年度おおいとうつくし海岸クリーンアップ作戦実施要領

### 1 目的

本事業は、ボランティア団体等を中心に県民をあげての海岸清掃に取り組むことで、県民の美しい海岸を保全する意識を醸成し、県民の手により日常からきれいな海岸を守ることを目指すものである。

### 2 活動期間

令和4年5月30日から11月30日までとする。

特に、令和4年5月30日～7月18日（海の日）を「きれいな海岸づくり強化期間」とする。

尚、対象期間以外の取組も当作戦の取組に含むことができるものとする。

### 3 対象海岸

県内海岸（漁港・港湾等も含む。以下同じ。）で、行政・ボランティア団体・民間企業・漁業関係者等（以下「実施主体」という。）が清掃活動を行っている海岸及び新たに清掃活動を実施する海岸

### 4 関係者の役割

#### （1）実施主体

- ・ 海岸清掃活動の計画、必要な消耗品等の準備、参加者募集等の事前準備
- ・ 海岸清掃活動の実施、当日の運営等必要な作業
- ・ 海岸清掃活動後の実績報告

#### （2）大分県

- ・ 広報媒体等を用いて海岸清掃活動参加の呼びかけ
- ・ 記念品の作成及び配布
- ・ 海岸清掃活動に関する必要な費用の助成（必要に応じて）
- ・ 環境学習会等へ環境教育アドバイザーの派遣（必要に応じて）
- ・ 県内全域の海岸清掃活動の実績把握
- ・ 広報媒体等を用いて海岸清掃実績の広報

#### （3）市町村

- ・ 管内で行われる海岸清掃活動の把握及び県への情報提供
- ・ 回収した海岸ごみの処理に関する協力
- ・ 市報等を用いて海岸清掃活動参加の呼びかけ
- ・ 管内の民間活動団体への実績報告様式送付

### 5 年間活動計画把握

県循環社会推進課は、事業を実施する前年度末までに、市町村一般廃棄物担当部局を通じ、各実施主体の年間活動計画を把握し、取りまとめるものとする。

### 6 その他

清掃活動を行う場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が十分なものが配慮するものとする。